

広島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の土地を保安施設地区に指定にする旨の通知を受けたが、森林所有者が知れないため、同法第四十四条において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安施設地区の所在場所及び登記簿上の所有者

所 在 場 所	登 記 簿 上 の 所 有 者
広島市安佐北区安佐町大字小河内字松郷山 三五二五、三五二六 広島市安佐北区安佐町大字小河内字松郷山 三五二八	小田信義、佐々木順藏、佐々木定美、佐々木シモ、鈴木光五、鈴木太郎 西本里左エ門、山本岩右衛門、辻爲助

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する

四 指定の有効期間

七年